

そうごうふくしぶかい だい かい 総合福祉部会 第18回	
H23.8.30	さんこうしりょう 参考資料 3
こんどういいんていしゅつしりょう 近藤委員提出資料	

へいせい ねん がつ にち  
平成23年8月12日

そうごうふくしぶかい  
総合福祉部会

ぶかいちょう さとう ひさお さま  
部会長 佐藤 久夫 様

そうごうふくしぶかい  
総合福祉部会

こうせいいん こん ふじ まさ おみ  
構成員 近藤 正 臣

## しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう こっかくていげんそあん たい いけん 「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」に対する意見

がつ にち しめ  
7月26日に示されました「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」につ  
きまして、<sup>きゅうほうじゅさんしせつ</sup>旧法授産施設、<sup>しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしょ</sup>就労継続支援事業所、<sup>しゅうろういこうしえんじぎょうしやとう</sup>就労移行支援事業所等  
しょうがいしゃ はたら ば ていきやう しせつ かいいん ぜんこくしゃかいしゅうろうせんた  
障害者に「働く」場を提供する施設を会員とする全国社会就労センター  
きやうぎかい はたら きぼう しょうがいしゃ はたら ば うしな  
協議会としては、働くことを希望する障害者が働く場を失うことがないために、  
かき てん ゆず じこう こっかくそあん も こ  
下記の点につきましては、譲ることのできない事項でありますので、骨格素案に盛り込  
んでいただくことを強く要望いたします。盛り込まれない場合には、<sup>つよ ようぼう</sup>総合福祉部会  
構成員としての責任が果たせません。

### き 記

#### 1. しょうがいしゃ しゅうろう ば そうせつ 「障害者の就労の場」を創設すること

こっかくそあん ふくしてきしゅうろう ば しょうがいしゃしゅうろうせんた  
骨格素案では、これまでの「福祉的就労の場」を、「障害者就労センター」  
ていあくていびていせんた さぎやうかつどうしえんぶもん さいへんな  
と「ダイアクティブティセンター（作業活動支援部門）」に再編成されている。  
しょうがいしゃしゅうろうせんた ろうどうほう てきやう ていあくていびていせんた  
「障害者就労センター」は労働法を適用し、「ダイアクティブティセンター」  
さぎやうかつどうしえんぶもん しゃかいさんかかつどう ば  
（作業活動支援部門）は社会参加活動の場である。  
げんざい まんにん およ ふくしてきしゅうろう ば はたら しょうがいしゃ へいきんこうちん やく  
現在20万人に及ぶ福祉的就労の場で働く障害者の平均工賃は約  
えん えん しゅうろうけいぞくしえん がたじぎやう のぞ ろうどうほう  
12,000円～13,000円（就労継続支援A型事業を除く）であり、労働法を  
てきやう かろう ひとびと わず  
適用することが可能な人々はごく僅かである。  
はたら きぼう しょうがいしゃ はたら ば うしな じやうけんせいび ととの  
働くことを希望する障害者が、働く場を失うことがないよう、条件整備が整  
あいだ じやうき じぎやう くわ へいせい ねん がつ にちづ いけんしよ の  
うまでの間、上記の2事業に加え、平成23年7月26日付けの意見書でも述べ  
ろうどうほう いちぶてきやう ろうさいほけん こやうほけんとう ろうどうしゃせい かくほ  
た、労働法を一部適用（労災保険、雇用保険等）した「労働者性の確保が

むずか しょうがいしゃ しゅうろう ば しょうがいしゃ しゅうろう ば めいしょう べつとけんとう そうせつ  
難しい障害者の就労の場(障害者の就労の場、名称は別途検討)を創設  
ふかけつ  
することが不可欠である。

2. いっぱんしゅうろう しょうろう ば そうごうふくしほう いち  
一般就労ではない就労の場は総合福祉法に位置づけること

しょうがいしゃしゅうろうせんた しょうがいしゃ しゅうろう ば はたら しょうがいしゃ せいかつ  
「障害者就労センター」、「障害者の就労の場」で働く障害者には、生活  
ふく こま しえん しさく ひつよう あんていてき えいぞくせい うんえい  
を含めきめ細かく支援する施策が必要であり、安定的かつ持続性ある運営  
のためにも、これらの福祉的就労の場は総合福祉法に位置づけ、福祉予算で税  
ふくしてきしゅうろう ば そうごうふくしほう いち ふくしよさん ぜい  
により担保することが不可欠である。障害者雇用促進法あるいはそれにかわる  
たんぼ ふかけつ しょうがいしゃこようそくしんほう  
新法(労働法)で規定することには断じて反対である。  
しんぽう ろうどうほう きてい だん はんたい

3. よさん ざいげん しごと かくほさくとう めいじ  
予算、財源や、仕事の確保策等を明示すること

ちんぎんほてん せいどか ぜんこくきょうつう しく ていきょう しえん  
賃金補填の制度化や、全国共通の仕組みで提供される支援について、その  
よさん ざいげん めいかく しめ  
予算、財源を明確に示すこと。

てきせつ しごと あんていてき かくほ は一とこうにゆうほうあん  
また、適切な仕事を安定的に確保するとあるが、これまでハート購入法案に  
せいりつ げんざい かくりつ せいど ぜんてい  
ついても成立にいたっていない。現在、確立されていない制度を前提とした  
せいどせつけい げんじつてき こんご せいどか む こうてい めいじ  
制度設計は現実的ではない。今後の制度化に向けた工程を明示すること。